

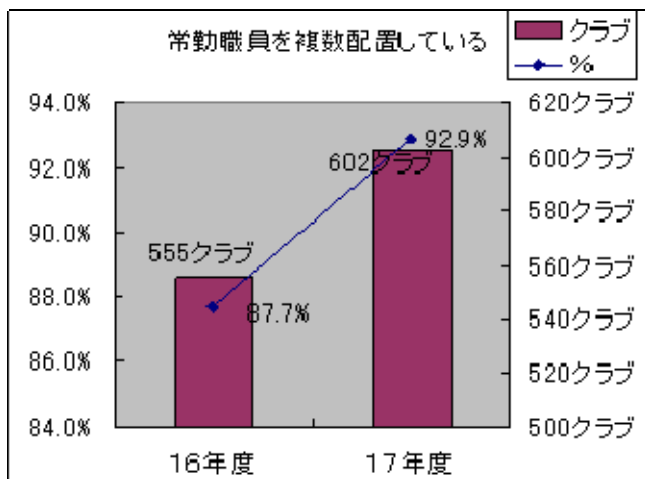
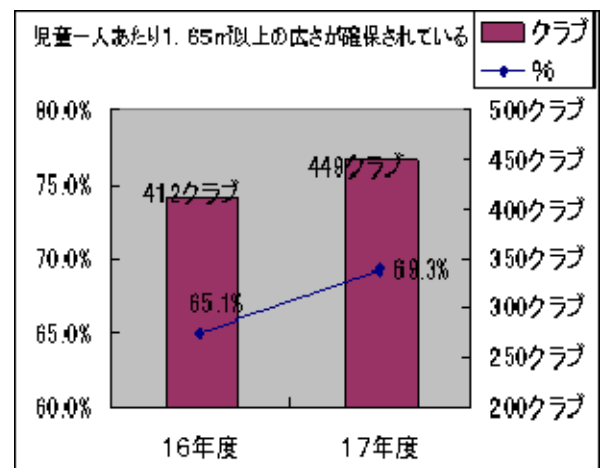
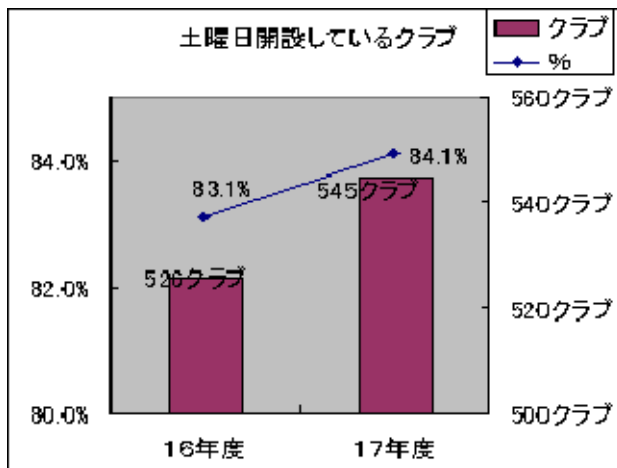
# 放課後児童クラブ運営基準点検表集計結果

埼玉県福祉部子育て支援課  
平成 17 年 10 月調査

このたび、昨年度に引き続き放課後児童クラブの運営状況について、各クラブに自己点検することを依頼し、あわせて、その取りまとめを各市町村に依頼したところです。放課後児童クラブ運営基準に照らして、クラブの運営状況について確認することにより、適切な放課後児童健全育成事業の運営実施に資することを目的としたものです。

つきましては、その点検に係る結果を以下のとおり集計しました。

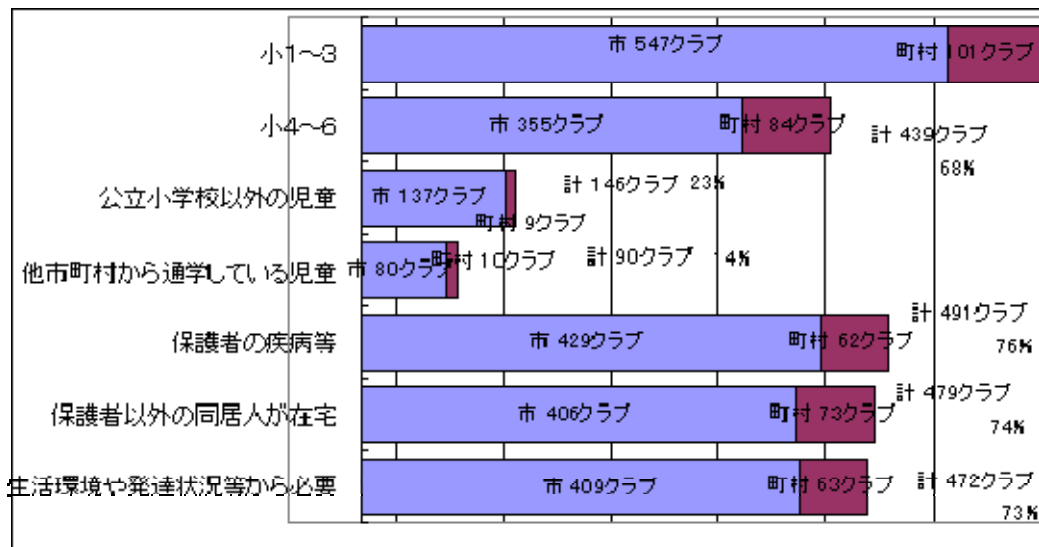
## 1 主な指標の推移



## 2 放課後児童クラブ運営基準点検表

### (1) 総則に関するもの

#### Q1 対象児童について



(各項目に該当する児童について、受け入れているクラブ数)

#### Q2 必要面積

児童が生活するスペースの広さ(平方メートル)

市平均 103.67 平方メートル

町村平均 125.94 平方メートル

全体平均 113.86 平方メートル

児童数(1 クラブあたり平均)

市平均 47.04 人

町村平均 43.41 人

全体平均 45.38 人

1 人あたり面積(児童が生活するスペースの広さ/児童数)

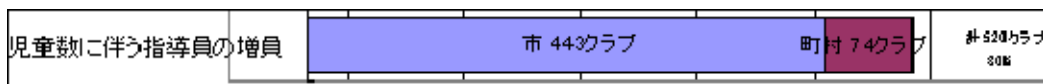
市平均 2.204 平方メートル

町村平均 2.901 平方メートル

全体平均 2.51 平方メートル

#### Q3 職員配置

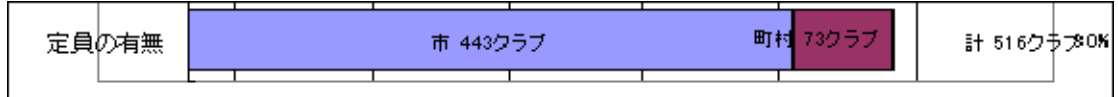
常時指導員数 市平均 3.41 人 町村平均 3.41 人 全体平均 3.4 人



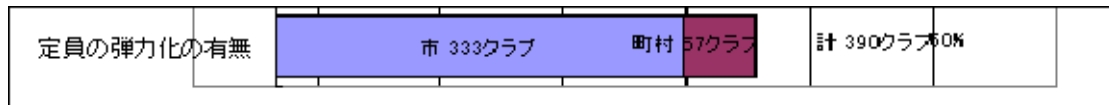
(児童数に伴って指導員増加を検討するクラブ数)

#### Q4 定員

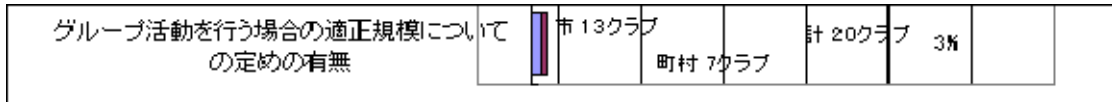
(定員を定めているクラブ数)



定員数 市平均 46.96人 町村平均 45.37人 全体平均 46.3人  
(定員を弾力化しているクラブ数)



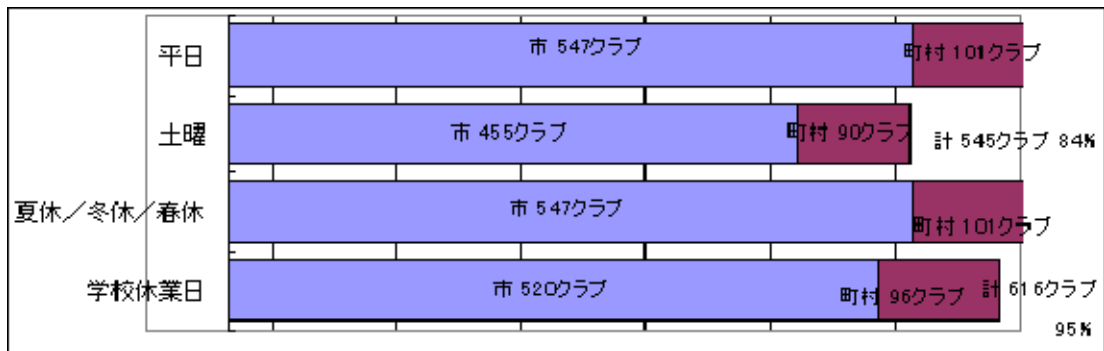
#### Q5 適正規模



グループ活動を行う場合の適正規模の人数(人数を定めているクラブの平均)

市平均 17.32人 町村平均 12.27人 全体平均 15.7人

#### Q6 開設日



(各項目に開設しているクラブ数)

#### Q7 開設時間

平日の開所時間	市平均 11:35	町村平均 11:53	全体平均 11:43
平日の閉所時間	市平均 18:27	町村平均 18:30	全体平均 18:28
土曜の開所時間	市平均 8:10	町村平均 7:56	全体平均 8:04
土曜の開所時間	市平均 17:27	町村平均 17:08	全体平均 17:18

夏休/冬休/春休の開所時間

市平均 8:08 町村平均 7:55 全体平均 8:00

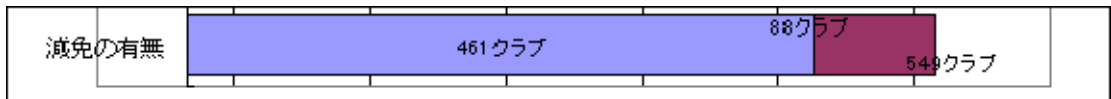
夏休/冬休/春休の閉所時間

市平均 18:27 町村平均 18:28 全体平均 18:28

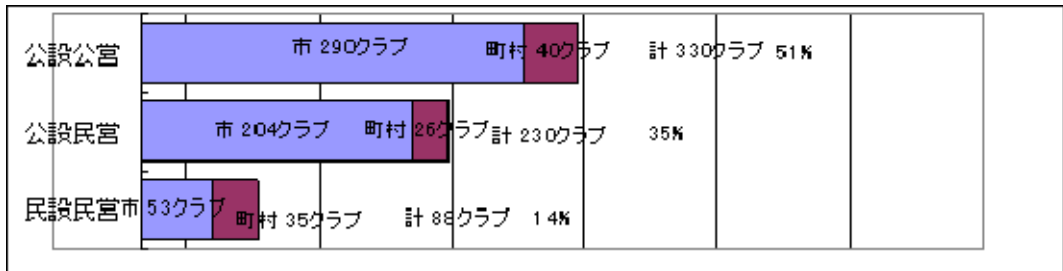
Q8 保育料

最高額平均 市 8,922 円 町村 9,139.4 円 全体平均 9,022 円

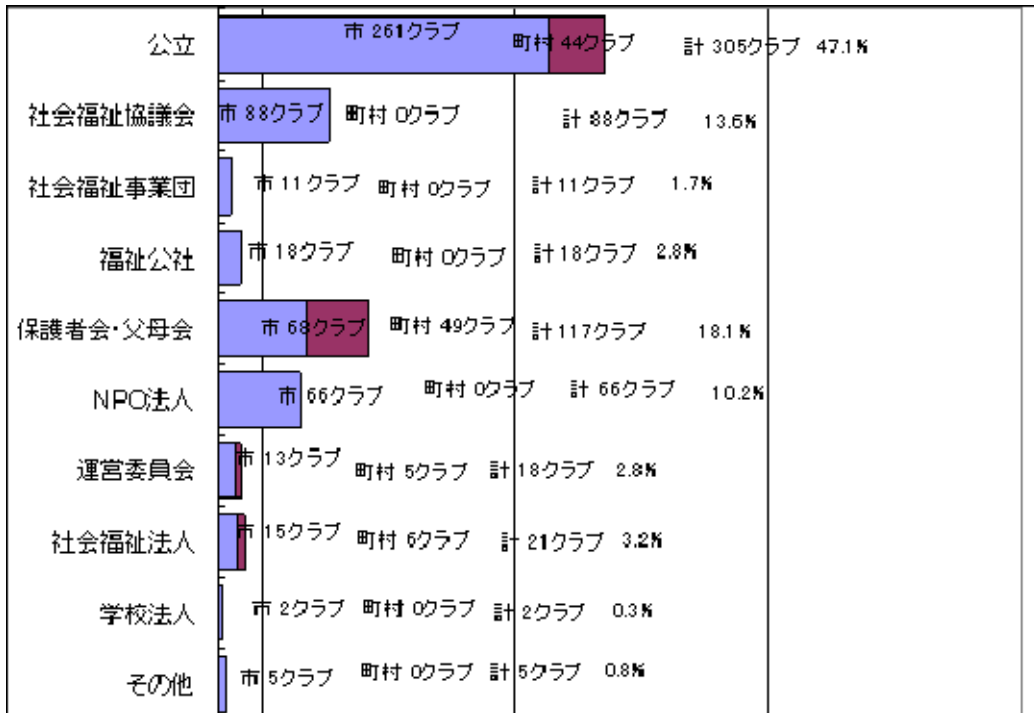
最低額平均 市 5,051.2 円 町村 5,715.3 円 全体平均 5,362 円



Q9 設置形態



Q10 運営主体



## (2) 入室に関するもの

### Q11 募集案内

広報紙	市 528クラブ	町村 71クラブ	計 599クラブ 92%
ホームページ	市 355クラブ	町村 29クラブ	計 384クラブ 59%
就学説明会	市 322クラブ	町村 62クラブ	計 384クラブ 59%

(募集に際し、使用している媒体等)

### Q12 入室の手続き

入室案内説明書を作成し、申し込みに必要な書式とともに配布している	市 534クラブ	町村 91クラブ	計 625クラブ 76%
公営・民営の児童クラブ分を市町村窓口及び児童クラブで配布できるようにしている	市 348クラブ	町村 42クラブ	計 390クラブ 60%
申し込みの受付は、担当窓口又は児童クラブを行っている。	市 498クラブ	町村 96クラブ	計 594クラブ 92%

(各項目を実施しているクラブ数)

### Q13 入室要件

保護者が就労している(就労予定を含む)	市 546クラブ	町村 98クラブ	
療養中又は産前産後期間である	市 515クラブ	町村 80クラブ	計 595クラブ 92%
就労の準備のため学校に通っている	市 518クラブ	町村 71クラブ	計 589クラブ 91%
介護を要する家族がいる	市 521クラブ	町村 80クラブ	計 601クラブ 93%
その他保護者に係る事情により、子どもの保育ができない場合に入室が認められる場合	市 515クラブ	町村 88クラブ	計 603クラブ 93%
祖父母等の同居を理由に非該当としていない	市 449クラブ	町村 88クラブ	計 537クラブ 83%

(各項目を入室要件としているクラブ数)

Q14 就労の条件

放課後から午後5時までの間に就労している	市 432クラブ	町村 74クラブ	計 506クラブ	78%
夜間勤務等により、放課後から午後6時までの間に子どもの保育をしている場合も含めている	市 264クラブ	町村 53クラブ	計 317クラブ	49%

(入室要件における就労の条件として各項目を設定しているクラブ数)

Q15 入室の決定

入室基準調査票を作成し、入室条件の確認を行っている	市 259クラブ	町村 41クラブ	計 300クラブ	46%
審査会等を開催し、複数人で確認を行っている	市 206クラブ	町村 24クラブ	計 230クラブ	35%
審査会等の記録は、公表の対象としている	市 99クラブ	町村 6クラブ	計 105クラブ	16%
入室可否の結果は、余裕をもって通知している	市 428クラブ	町村 60クラブ	計 488クラブ	75%
入室期間は、1年間としている	市 418クラブ	町村 64クラブ	計 482クラブ	74%
随時途中入所ができるようにしている	市 530クラブ	町村 100クラブ	計 630クラブ	97%

(入室に際し各項目を実施しているクラブ数)

Q16 入室説明会

児童登室日前に保護者説明会を行っている	市 489クラブ	町村 92クラブ	計 581クラブ	90%
説明にあたり、重要事項等を記載した説明書(入室のしおりなど)を配布している	市 489クラブ	町村 98クラブ	計 587クラブ	91%
児童表の記入を保護者に依頼している	市 490クラブ	町村 82クラブ	計 572クラブ	88%

(入室説明会に際し各項目を実施しているクラブ数)

### (3) 施設に関するもの

#### Q17 玄関

雨天時等の出入りに支障のないようにみさしが設置され、必要に応じて泥よけマットなどが備えられている	市 485クラブ	町村 93クラブ	計 578クラブ	89%
玄関灯が設置されている	市 507クラブ	町村 97クラブ	計 604クラブ	93%
適正な高さで段差をなくし、低年齢児や障害児に配慮したつくりとなっている	市 239クラブ	町村 47クラブ	計 286クラブ	44%
出入り口は、引き違い戸とする等、安全に配慮されている	市 446クラブ	町村 77クラブ	計 523クラブ	81%
児童数に必要な傘立てや下駄箱が設置されている	市 471クラブ	町村 95クラブ	計 566クラブ	87%
玄関付近に連絡簿やお知らせを掲示する場所が設けられている	市 383クラブ	町村 89クラブ	計 472クラブ	73%

#### Q18 クラブ室

児童の生活(休息、遊び、学習等)ができるよう、児童1人あたり、設備部分を除いて1.85㎡以上の広さが確保されている	市 378クラブ	町村 71クラブ	計 449クラブ	69%
指導員が児童の様子を見渡せる設計となっている	市 466クラブ	町村 91クラブ	計 557クラブ	86%
ロッカーは、カギや番号書などを収納するのに十分な大きさのもので、児童数分が確保されている	市 406クラブ	町村 85クラブ	計 491クラブ	76%
ロッカーや本棚は、低年齢児にも扱いやすい高さとし、倒れることのないように固定されている	市 404クラブ	町村 76クラブ	計 480クラブ	74%
日没後や雨天時などでも支障のない明るさを保つ照明器具を設置している	市 536クラブ	町村 95クラブ	計 631クラブ	77%
照明器具は、安全カバーを取り付ける等落下防止に配慮されている	市 286クラブ	町村 45クラブ	計 331クラブ	51%
調理の面積に対応したエアコンが設置されている	市 440クラブ	町村 85クラブ	計 525クラブ	79%
換気などのために窓を設け、2階以上については、落下防止柵が設置されている	市 486クラブ	町村 82クラブ	計 568クラブ	88%
床は、フローリング又は畳敷きとなっている	市 526クラブ	町村 96クラブ	計 622クラブ	96%
十分な採光、日照、通風が確保されるようになっている	市 506クラブ	町村 94クラブ	計 600クラブ	93%

#### Q19 休養室

休養室は、児童が具合の悪いときに休めるスペースが確保されている	市 269クラブ	町村 49クラブ	計 318クラブ	49%
---------------------------------	----------	----------	----------	-----

Q20 台所

厨房には、ガスレンジ、流し台、湯沸かし器等が設置され、必要な換気設備が設けられている	市 477クラブ	町村 94クラブ	計 571クラブ	88%

Q21 洗面所

水飲み及び手洗い場は、低学年にも使いやすい高さで室内に設けられている	市 453クラブ	町村 84クラブ	計 537クラブ	83%
洗面所には、衛生上必要な石けんやタオル掛けが取り付けられている	市 479クラブ	町村 95クラブ	計 574クラブ	89%

Q22 トイレ

児童が利用しやすい位置に設けられ、男女別になっている	市 381クラブ	町村 81クラブ	計 462クラブ	71%
換気のための窓や設備が設置されている	市 533クラブ	町村 97クラブ	計 630クラブ	97%

Q23 事務室

職員が事務を行うためのスペースや休養のためのスペースが設けられている	市 226クラブ	町村 48クラブ	計 274クラブ	42%
------------------------------------	----------	----------	----------	-----

Q24 屋外の遊び場

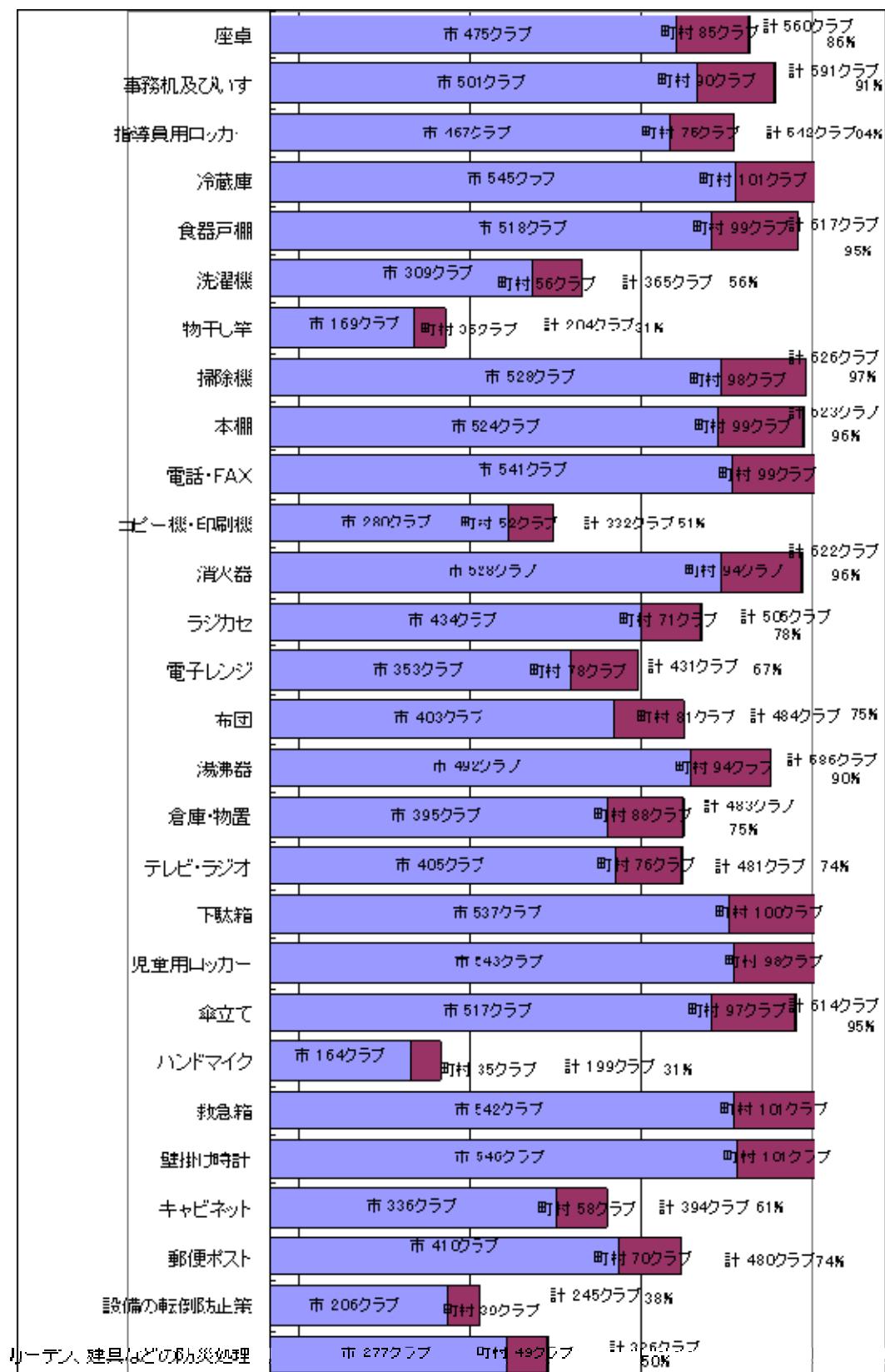
屋外の遊び場がある(専用が望ましいが学校の校庭などで代替えも可)	市 527クラブ	町村 97クラブ	計 624クラブ	96%
----------------------------------	----------	----------	----------	-----

Q25 その他の施設

窓には、網戸、カーテン、ブラインドなどが取り付けられている	市 418クラブ	町村 89クラブ	計 507クラブ	78%
非常時に備えて、玄関以外に出入り口が設けられている	市 475クラブ	町村 86クラブ	計 561クラブ	87%
障害児の入室を考慮し、施設全体がバリアフリー構造となっている	市 174クラブ	町村 31クラブ	計 205クラブ	32%
温水シャワーの設備が設けられている	市 99クラブ	町村 12クラブ	計 111クラブ	17%
消火器は、緊急時に速やかに使えるよう設置されている	市 516クラブ	町村 92クラブ	計 608クラブ	94%
防犯ブザー、笛等の防犯用具が設置されている	市 431クラブ	町村 70クラブ	計 501クラブ	77%



Q26 必要性や使用目的に応じた設備の有無



### Q27 消防

消防計画を策定し、避難訓練を実施している	市 277クラブ 町村 48クラブ	計 325クラブ 50%
必要に応じて、防火管理者研修を受講している	市 258クラブ 町村 27クラブ	計 285クラブ 44%
消火器等の消防設備がいつでも使える状態になっている	市 489クラブ 町村 91クラブ	計 580クラブ 90%
防災のための管理日誌を設けている	市 94クラブ 町村 17クラブ	計 111クラブ 17%

### Q28 防犯

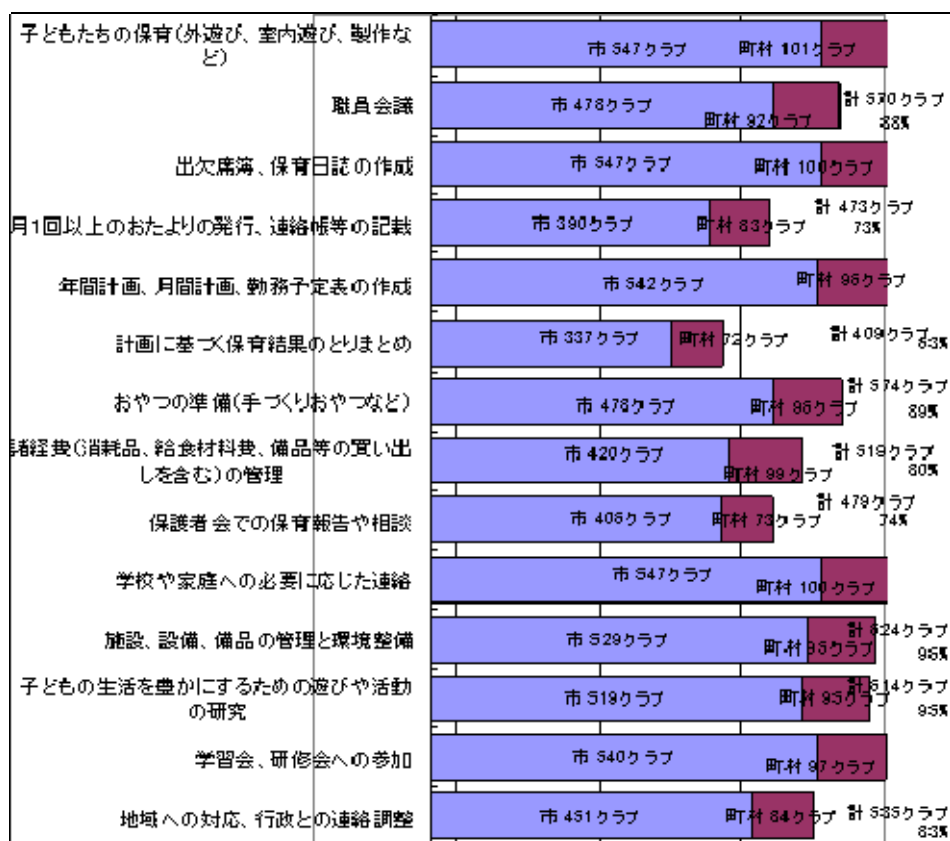
防犯ベルの設置など防犯対策が講じられている	市 394クラブ 町村 63クラブ	計 457クラブ 71%
地域の警察のと連携を密にしている	市 232クラブ 町村 37クラブ	計 269クラブ 42%
防犯のための管理日誌を設けている	市 6クラブ 町村 15クラブ	計 21クラブ 12%

### Q29 火災保険等

火災保険に加入している	市 510クラブ 町村 82クラブ	計 592クラブ 91%
-------------	----------------------	-----------------

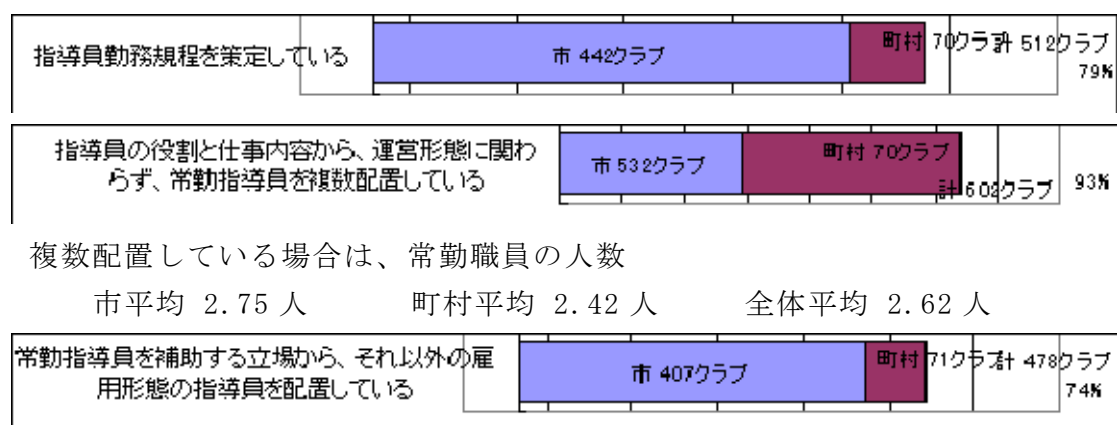
#### (4) 放課後児童指導員に関するもの

##### Q30 指導員の職務



(指導員の職務として各項目を設定しているクラブ数)

##### Q31 指導員の体制



複数配置している場合は、常勤職員の人数

市平均 2.75 人      町村平均 2.42 人      全体平均 2.62 人

複数配置している場合は、補助的職員の人数

市平均 2.14 人      町村平均 3.04 人      全体平均 2.51 人

Q32 常勤・選任指導員の資格

保育士	市 412クラブ	町村 70クラブ	計 482クラブ	74%
小学校教諭・中学校教諭・高校教諭・幼稚園教諭	市 427クラブ	町村 69クラブ	計 496クラブ	77%
児童指導員	市 203クラブ	町村 14クラブ	計 217クラブ	19%
母子指導員	市 119クラブ	町村 5クラブ	計 124クラブ	19%
その他	市 265クラブ	町村 25クラブ	計 290クラブ	45%

Q33 非常勤指導員の資格

子育て経験者	市 332クラブ	町村 70クラブ	計 402クラブ	62%
学生(保育士、小学校・幼稚園教諭取得予定者など)	市 304クラブ	町村 34クラブ	計 338クラブ	52%
その他子どもの保育指導を希望し、外遊びが可能な者	市 344クラブ	町村 54クラブ	計 398クラブ	61%
その他	市 190クラブ	町村 24クラブ	計 214クラブ	33%

Q34 健康診断

指導員は、年1回健康診断を受けている	市 538クラブ	町村 92クラブ	計 630クラブ	97%
手づくりおやつなどの調理を行う指導員は、月1回程度の検便(細菌検査)を行っている	市 148クラブ	町村 23クラブ	計 171クラブ	26%

(5) 事業の管理・運営に関するもの

Q35 登室時の対応

なるべく小学校からクラブまではグループで登室するよう指導している	市 407クラブ	町村 9クラブ	計 496クラブ	77%
1年生の児童については、1学期当初は指導員が学校まで迎えに行っている	市 352クラブ	町村 92クラブ	計 444クラブ	69%

Q36 降室時の対応

保護者が迎えに来ることを原則としている	市 444クラブ	町村 100クラブ	計 544クラブ	84%
指導員と保護者のコミュニケーションに配慮している	市 539クラブ	町村 99クラブ		
児童だけで自宅に帰す場合は、事前に保護者の同意を得ている	市 494クラブ	町村 78クラブ	計 572クラブ	88%

Q37 出欠の対応

出席簿を使用している	市 546クラブ	町村 98クラブ		
欠席する場合は、保護者等から連絡をもらっている	市 546クラブ	町村 95クラブ		
いつも帰ってくる時間にクラブに来なかったときは、保護者と連絡をとっている	市 476クラブ	町村 88クラブ	計 564クラブ	87%

Q38 児童の健康管理

子どもたちを毎日観察し、健康管理に努めている	市 546クラブ	町村 94クラブ		
必要最低限の医薬品や医療器が備えられている (体温計、水まくら、消毒液、絆創膏等)	市 545クラブ	町村 99クラブ		

Q39 おやつ・昼食の対応

栄養面を考慮し、発育に合わせたものに配慮している	市 425クラブ	町村 93クラブ	計 518クラブ	80%
昼食の対応については、保護者と協議の上決めている	市 241クラブ	町村 59クラブ	計 300クラブ	46%
季節の野菜や果物、行事に合わせたものを提供する配慮をしている	市 426クラブ	町村 88クラブ	計 514クラブ	79%
アレルギー体質の児童に対しては、保護者と事前確認や協議を十分に行っている	市 469クラブ	町村 88クラブ	計 557クラブ	86%

#### Q40 事故やけがへの対応

応急処置などの対応を速やかに行っている	市 547クラブ	町村 97クラブ	計 644クラブ	81%
保護者に連絡を取り、保護者の判断又は同意を得て対応している	市 545クラブ	町村 100クラブ	計 645クラブ	81%
保護者との連絡が取れない場合、クラブでの対応を想定している	市 516クラブ	町村 94クラブ	計 610クラブ	74%
市町村担当課は、事故報告を義務づけ、連携した対応を行っている	市 456クラブ	町村 57クラブ	計 513クラブ	79%

#### Q41 障害保険

児童の傷害保険等に加入している	市 513クラブ	町村 95クラブ	計 608クラブ	94%
-----------------	----------	----------	----------	-----

#### Q42 運営方針

運営方針が定められている	市 412クラブ	町村 84クラブ	計 496クラブ	74%
--------------	----------	----------	----------	-----

#### Q43 事業計画

年間目標、大きな行事予定、開設日等を記載した年間計画を作成している	市 427クラブ	町村 96クラブ	計 523クラブ	81%
月間目標、行事予定、勤務体制、職員会議等を記載した月間計画が作成している	市 399クラブ	町村 83クラブ	計 482クラブ	74%
月間計画の中で保護者にも伝えておくべきことは、クラブだよりに記載して周知している	市 414クラブ	町村 86クラブ	計 500クラブ	77%

#### Q44 具体的な活動内容

季節ごとの行事を行っている	市 484クラブ	町村 92クラブ	計 576クラブ	89%
地域の伝統行事を行っている	市 157クラブ	町村 19クラブ	計 176クラブ	27%
子どもたちが今興味をもっている遊びを活動に取り入れている	市 499クラブ	町村 93クラブ	計 592クラブ	91%
異世代間交流に配慮している	市 148クラブ	町村 37クラブ	計 185クラブ	29%
異年齢交流に配慮している	市 477クラブ	町村 78クラブ	計 555クラブ	86%

#### Q45 クラブだより・連絡帳

クラブだよりは、月1回以上のペースで発行している	市 368クラブ	町村 77クラブ	計 445クラブ	69%
連絡帳を活用している	市 299クラブ	町村 39クラブ	計 338クラブ	52%

#### Q46 保護者の事業参画

事業実施者は、保護者が事業運営に参画するよう努めている	市 322クラブ	町村 57クラブ	計 379クラブ	58%
保護者は、保護者が集い意思を集める場として保護者会(父母会)が設置されている	市 397クラブ	町村 67クラブ	計 464クラブ	72%
保育内容の充実のため、保護者の願いや意見を反映し、保護者会(父母会)との協力・連携に努めている	市 412クラブ	町村 78クラブ	計 490クラブ	76%

### (6) 障害児の入室に関するもの

#### Q47 受け入れの対象となる障害児

障害者手帳、療育手帳を所持している児童又は専門機関において障害と判定された児童	市 345クラブ	町村 49クラブ	計 394クラブ	61%
他の児童と同様に放課後児童クラブの入所要件をみたしている児童	市 428クラブ	町村 63クラブ	計 491クラブ	76%
事業主体(市町村、事業者)が入室を認めた児童	市 468クラブ	町村 58クラブ	計 526クラブ	81%

#### Q48 入室の判定

入所判定に当たっては、障害児及びその保護者の立場に立ち、入室判定を行っている	市 447クラブ	町村 59クラブ	計 506クラブ	86%
児童の入室を判定するため、入室判定会議を開いている	市 228クラブ	町村 35クラブ	計 263クラブ	41%
入室に対する判定結果は、保護者あてに通知している	市 429クラブ	町村 48クラブ	計 477クラブ	74%
入室を承諾しない場合は、その理由を付して通知している。	市 344クラブ	町村 38クラブ	計 382クラブ	59%

Q49 障害担当指導員の資格

保育士	市120人	町村26人	計146人
小学校教諭・中学校教諭・高校教諭・幼稚園教諭	市128人	町村24人	計170人
児童指導員、母子指導員	市19人	町村3人	計20人
その他障害児の指導に関する専門知識を有している者	市5人	町村4人	計9人
その他	市57人	町村7人	計73人

Q50 関係機関との連携

保護者と連絡先等を協議し、必要がある場合には、関係機関に相談や助言を行っている	市313クラブ	町村62クラブ	計375クラブ	58%
---	---------	---------	---------	-----

(7) 緊急時の対応に関するもの

Q51 事故・事件

登室後において、クラブ周辺での事故や事件が発生した場合のマニュアルが整備されている。	市271クラブ	町村44クラブ	計315クラブ	49%
--	---------	---------	---------	-----

(8) 学校・地域との関わりに関するもの

Q52 学校、地域等との連携

学校との連携に努めている	市536クラブ	町村99クラブ	計635クラブ	
地域との連携に努めている	市331クラブ	町村71クラブ	計402クラブ	62%
関係機関との連携に努めている	市412クラブ	町村89クラブ	計501クラブ	77%

Q53 地域住民への施設開放

クラブ室を使用していない時間帯などを、施設、場所、時間帯等についてクラブと協議の上、地域住民等の活動の場所として提供している	市64クラブ	町村12クラブ	計76クラブ	11%
--	--------	---------	--------	-----



(9) 苦情処理に関するもの

Q54 苦情処理

苦情受付担当者が決められている	市 247クラブ 町村 32クラブ	計 279クラブ	43%
第三者委員が選任されている	市 52クラブ 町村 6クラブ	計 58クラブ	9%
苦情解決の仕組みが入室案内などで保護者に周知されている	市 44クラブ 町村 6クラブ	計 50クラブ	8%

(10) 指導員の研修に関するもの

Q55 研修の周知等

市町村、県、県連協が行う研修について、指導員に周知している	市 543クラブ 町村 99クラブ		
研修受講者は、受講報告を行い、すべての指導員に周知している	市 367クラブ 町村 85クラブ	計 452クラブ	70%

Q56 研修の出席状況

県主催(県連協との共催を含む)研修の参加者数	市758人 町村153人	計911人	
市町村主催研修の参加者数	市838人 町村50人	計1311人	
県連協主催研修の参加者数	市627人 町村126人	計774人	

(11) 自己点検に関するもの

Q57 自己点検

日常点検表等により、毎日の点検を行っている	市 243クラブ 町村 41クラブ	計 284クラブ	44%
施設・設備点検表等により、毎月の点検を行っている	市 192クラブ 町村 31クラブ	計 223クラブ	34%
放課後児童クラブ調査点検表等により、毎年の点検を行っている	市 179クラブ 町村 32クラブ	計 211クラブ	33%